相模原市中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金の特例に関する要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、相模原市中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に規定する補助金（以下「補助金」という。）に係る額の特例について、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の額の特例）

第２条　要綱第３条の規定による補助事業者が要綱第４条に規定する補助事業を実施する場合であって、地域脱炭素・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）実施要領の対象設備となる太陽光発電設備及び蓄電池を導入したときは、要綱第６条第１項で規定される額に、次の各号の加算額を特例措置として上乗せする。

（１）太陽光発電設備　発電出力１ｋＷあたり５万円を乗じた加算額（上限発電出力２０ｋＷ、上限額１００万円）

（２）蓄電池　蓄電池の価格の３分の１以内とし、次の加算額とする。

４，８００Ａｈ・セル未満の蓄電池については１ｋＷｈあたり５．１万円を乗じた額。ただし、上限蓄電容量２０ｋＷｈ、上限額１０２万円

４，８００Ａｈ・セル以上の蓄電池については１ｋＷｈあたり６．３万円を乗じた額。ただし、上限蓄電容量２０ｋＷｈ、上限額１２６万円

２　前項の規定により算出した加算額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（特例の適用の申請）

第３条　前条の規定による特例の適用を受けようとする者は、補助金特例適用申請書（第１号様式）を市長に提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

第４条　規則第２８条ただし書きに規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定める期間とする。

２　補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、補助事業により取得した太陽光発電設備及び蓄電池を処分しようとするときは、あらかじめ補助金財産処分承認申請書（第２号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。また、その財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成２０年５月１５日付環境会発第０８０５１５００２号大臣官房会計課長通知）の例による。

３　市長は前項の規定による書類の提出があった場合はその内容を審査し、承認の可否を決定したときは、補助金財産処分承認通知書（第３号様式）により補助事業者に通知するものとする。

４　市長は、前項の承認をした補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行し、令和５年度分からの補助金に適用する。

（失効）

２　この要綱は、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

ただし、令和５年度、令和６年度及び令和７年度に特例の適用を受けた太陽光発電設備及び蓄電池についても、第４条の規定を適用する。